

学習者用端末の取扱いに係る Q&A

Q1 臨時休業時については充電器の貸し出しがありました、今回はないのでしょうか？

A1 充電器は保管庫と一体となっており安易に取り外しができないため、ご家庭にタイプ C のケーブル（右の画像）がある場合はそちらにて充電をお願いします。なお、タイプ C のケーブルがない場合については、貸し出します。



Q2 保護者に金銭的な負担は発生しますか？

A2 学習者用端末の代金や使用するソフトウェアの利用料金、学校内で使用する際の電気代、通信料は豊見城市が負担します。学習者用端末を持ち帰った場合の電気代、通信費用はご家庭で負担頂きます。また、学習者用端末を学習以外の用途及び適切ではない利用方法により生じた費用または責任については、本市教育委員会は一切負いません。



Q3 学習者用端末は個人所有になるのですか？

A4 いいえ、学校からの貸出しになります。

Q4 学習者用端末を壊したり、紛失してしまった場合は弁償でしょうか？

A4 故意又は重大な過失がある場合は、家庭負担での修理又は弁償となります。

家庭負担の例・・・お風呂場で利用した。（危ないので絶対にしないで下さい。）ランドセルに入れた状態で投げた。友人へ貸出したら帰ってこなくなった。（貸出しは禁止です。）

Q5 QR コードを紛失したらどうしたらいいですか？

A5 担任の先生へご相談ください。再発行致します。（古い QR コードは利用できなくなります。）

Q6 学習者用端末はフィルタリング等セキュリティ対策をしていますか？

A6 学習者用端末は、どこのネットワークに接続したとしても不適切なサイトをブロックするフィルタリング等のセキュリティ対策が施されており、児童生徒が勝手に設定変更やアプリケーション等を勝手にインストールすることができないようになっています。しかし、完璧なフィルタリングやセキュリティというものは存在しませんので、ご家庭でも指導・監督をお願いします。

Q7 学習者用端末が思うように動かない（起動できない。アプリが使えない等）場合はどうすればよいですか？

A7 端末の再起動をしてみてください。それでも改善しない場合は、担任の先生（学校）にどのような症状か伝えてください。対応します。

Q8 端末の返却の際、専用のカバン等が必要でしょうか。

A8 専用のカバンは必要ありません。雨天等により端末が濡れてしまわないよう、ビニール袋等で包んだ上でカバンに入れて持ち運び下さい。

Q9 児童生徒が夜間に端末を使ってしまい生活リズムが崩れることが心配です。

A8 学習者用端末は午後 10 時～午前 5 時までの間は、インターネットへ接続できない設定はしておりますが、家庭内でも長時間の利用等を控えるように指導・監督をお願いします。

中学生用

→小学生は、午後 6 時～午前 6 時半の間、接続不可